

令和8年度松くい虫伐倒駆除（秋）業務仕様書

1. くん蒸前の作業

被害木の伐倒、枝払、玉切、集積

2. 伐倒くん蒸の方法

（1）使用薬剤及び散布の方法

（ア）使用薬剤の種類

松くい虫伐倒くん蒸用として農薬取締法第2条の規定に基づく登録済の農薬とし、低毒性のものとする。

（イ）駆除材積1 m³当たりの散布量

駆除材積1 m³当たりの散布量は原液でキルパー40は0.525Lとする。

（ウ）薬剤の散布方法

伐倒、枝払、玉切した被害材を集積し、その最上部表面に適当にまきちらす。

（2）使用資材及び被覆の方法

（ア）使用資材の種類

被害材を被覆するシートは、0.1mmの生分解性シートを使用すること。

（イ）被覆の方法

A方法 ①～③、 B方法 ④

① あらかじめ林内において適当な場所を選定して生分解性シートを敷いておく。

② ①の生分解性シートの上に、枝条及び玉切された被害木を積み上げる。

③ ②により集積された被害材に2(1)(ウ)により薬剤散布したら、ただちに生分解シートで被覆し、両端をヒモ等で縛り側面接合部は、ホッチキス等で接合密封すること。

④ はい積みされた被害材に2(1)(ウ)により散布したならば生分解性シートで被覆し、生分解性シートの裾を土で押さえて密封すること。（注意：はい積みする際は、坑木を入れシートの裾は十分に土で押さえること。）

⑤ 原則としてA方式により行うこと。ただし、森林病虫害防除員が当該作業地がB方式でも可能だと判断した場合は、この限りではない。

⑥ くん蒸中は、生分解性シートの中に「くん蒸中注意」所定の表示をすること。

⑦ 被覆作業中に生分解性シートに破損が生じた場合はビニールテープやガムテープ等でガス漏れのないよう修復すること。

（3）くん蒸期間、温度

くん蒸温度は7℃以上(被覆内温度)必要とし、14日間以上くん蒸すること。

3. 薬剤の確認及び処置

- ① 使用する薬剤は、あらかじめ森林病虫害防除員の確認を受けなければならない。
- ② 使用済であることの確認を受けた薬剤の空容器は、購入先に返還するなどの事後の安全が確保される方法によって処置されなければならない。
- ③ 駆除地ごとに薬剤の使用状況写真を撮影し、作業完了確認申請書に添付すること。

4. 資材の処置

- ① 駆除地ごとに、生分解性の使用状況写真を撮影し、作業完了確認申請書に添付すること。

5. 安全の確保等

- (1) 事業の実施に当たっては、森林病虫害等防除法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、労働基準法、労働安全衛生規則及びこれらに基づく、法令、規則、通達並びにチェーンソーによる振動障害防止措置に関する通達を遵守すること。
- (2) 使用する薬剤によって人畜農作物、野生鳥獣類及び水産動植物等に危害並びに悪影響を及ぼさないよう万全の措置を講ずるとともに、特に次の事項を厳守すること。
 - (ア) 池沼、河川、海域に薬剤が流入しないよう措置すること。
 - (イ) 作業中は、当該作業地域に関係者以外の者が立ち入らないよう措置すること。
 - (ウ) 山火事の発生防止について万全の措置を講ずることとし、作業現場はもとより、その付近におけるたき火の厳禁、作業中の禁煙、休憩時に用いた火気の安全消火等に注意すること。
 - (エ) 駆除済の被害木は、事後、他に危害を及ぼさないよう処理しておかなければならない。

6. その他の事項

- (1) 乙は、契約において定める委託料をこの事業以外に使用してはならない。
- (2) 乙は、委託事業にかかる経費について帳簿を備え、収支を明らかにするとともに、その基礎となる証拠書類を整備して、甲の求めに応じ、これを提示しなければならない。